

年次有給休暇の計画的付与に関する協定書

株式会社 (以下「会社」という。) と従業員代表 は、
〇〇年の年次有給休暇の計画的付与に関して、次のとおり協定する。

(対象者)

第1条 この協定により年次有給休暇の計画的付与の対象となる者は、次のいずれかに該当する従業員を除き、会社に常時使用される者とする。

- (1) 年度初日に年次有給休暇日数が5日以下の者
- (2) 長期欠勤、退職および休業中の者
- (3) 産前産後休業中の者
- (4) 育児休業・介護休業中の者
- (5) その他対象外とすることが適当と認められる者

(年次有給休暇の計画的付与)

第2条 会社は、本協定の定めるところにより、従業員の有する年次有給休暇のうち5日を超える日数の部分について、予め時季を指定して与えることができる。

- 2 〇〇年の年次有給休暇のうち〇日分については、次の日に与えるものとする。

〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日

- 3 この協定の定めに関らず、業務遂行上やむを得ない事由のため、前項の休暇指定日に出勤を必要とするときは、会社と従業員代表との協議のうえ、休暇指定日を変更するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇〇

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印

従業員代表 ○ ○ ○ ○ 印